

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年5月26日

【会社名】 株式会社キリン堂ホールディングス（注）1

【英訳名】 KIRINDO HOLDINGS CO., LTD.（注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺西 豊彦（注）1

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号（注）1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

【電話番号】 06（6394）0039（代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 11,841,847,000円（注）2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1．本訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社キリン堂ホールディングスは未設立であり、平成26年8月18日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2．本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月23日付で株式会社キリン堂が会社法第806条に定められた株式移転公告を行ったことに伴い、平成26年4月24日付で提出いたしました有価証券届出書、平成26年5月16日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1 . 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

3 . 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

(訂正前)

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

(訂正後)

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が会社法第806条第4項の公告を行った平成26年5月23日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

7 【組織再編成に関する手続】

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(訂正前)

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が、上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が、会社法第806条第4項の公告を行った平成26年5月23日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。